破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９５号
札幌市白石区菊水２条３丁目１番21―905号
債務者　住友　明美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７１号
札幌市南区澄川２条３丁目４番26号　ＫＡＭＥＹＡハイツ203号
債務者　石井　智明
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７２号
札幌市南区澄川２条３丁目４番26号　ＫＡＭＥＹＡハイツ203号
債務者　石井　奏子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８３号
札幌市豊平区中の島１条１丁目１番５―413号
債務者　井坂　英教
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４４号
札幌市豊平区福住３条７丁目14番３号
債務者　木村ひろみ
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２１号
札幌市北区北36条西７丁目１番16号　麻生ウィング106号
債務者　上沼　道子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９１号
札幌市清田区平岡３条３丁目18番12号　ピアコート平岡Ｂ―102号
債務者　林　ちさと
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１８号
札幌市手稲区前田７条12丁目２番１―202号
債務者　大江知惠子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２２号
札幌市西区発寒４条４丁目１番５号　クワトロ44―101号
債務者　遠藤　弘輔
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２９号
札幌市白石区中央２条１丁目１番33号
債務者　田中　春美（旧姓堺）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４２号
札幌市白石区北郷３条13丁目５番30号
債務者　鉤巻　　勲
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４３号
札幌市白石区北郷３条13丁目５番30号
債務者　鉤巻真寿美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４４号
札幌市豊平区美園７条１丁目２番14号　コーポあすなろ402号
債務者　川口　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９７号
札幌市北区北32条西６丁目２番７号　第１ハイツようてい101号
債務者　菅野　信悦
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０１号
札幌市北区新川３条13丁目３番36―1103号
債務者　加藤　一男
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７８号
北海道北広島市泉町２丁目２番地　Ｄ３―202
債務者　高畑　輝明
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７９号
北海道北広島市泉町２丁目２番地　Ｄ３―202
債務者　高畑　民惠
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部